

今一度、再確認をお願いいたします！！

【最重要事項】

- | | |
|---|---|
| ① | 面接時に、家族関係・思想信条関係・既往歴等は聞かないでください。
(家族の構成・職業等、愛読書や過去の病気に関する事等) |
| ② | 内定取消や募集の中止又は募集人員の削減は、絶対行わないでください。
(やむを得ず実施する場合には、事前に届け出が必要です) |
| ③ | 原則1人1社制なので応募・面接後の連絡は速やかに行ってください。
(採否結果が出るまで、生徒は次の事業所への応募が出来ません。) |

- 新規高校卒業者については、「紹介を学校が行うこと」「初めて社会に出られること」「離職率を出来るだけ下げる取組を行っていること」等様々な要因により、より厳密に確認をさせていただいております。何卒ご協力いただきますようお願いいたします。
※求人票の記載については、高校生でも理解できるような表現に努めてください。
- 上記【最重要事項】に係る事案があった場合、学校にて情報の共有がなされ応募状況にも影響します。(内定取消については、企業名の公表される場合があります)
- 提出後の求人内容の変更は、安易に行わないでください。
(やむを得ず変更を行う場合には、受付印押印の原本と交換となります)
※近年、やむを得ない理由による変更とは思えない事案が頻発しております。
安易な変更は、学校の信頼を失うことに繋がりますので、極力避けてください。
- 高卒者の採用には、様々なルールがありますので、「令和6年度 新規学校卒業予定者の求人・募集の手引き」(以下「手引き」と省略)の再確認をお願いいたします。
- 求人数は、適正な人数である。(採用計画を明確に立てている)(手引きP8に記載あり)
- 求人提出6/3～、求人公開7/1～、応募開始9/5～、選考開始9/16～。
(夏休み中に応募先を決める必要があるため、学校訪問等は7月初旬に行うことが望ましい)
- 求人の有効期間は、翌年の6月末までですので、未充足での取消は出来ません。
※受付期間を設定することは可能です。
- 「指定校求人」の場合には、必ず事業所より学校へ通知を行ってください。
※求人票特記事項又は、補足欄に推薦校の表示があれば、一覧表は省略可能です。
- 応募前職場見学は、よりよき選択するためのものであり選考ではありません。
(手引きP17に記載あり)※随時実施の場合、実施予表の省略可能です。
- 所定労働時間は週40時間以内である。(一部、例外規定あり)
- 残業時間が36協定の範囲内となっている。(特別条項がある場合は、求人申込書に記載が必要)
- 面接は、可能な限り1回とするようしてください。複数回実施する場合には2次選考の記載が必要です。(書類選考だけではなく、必ず面接を実施して下さい)
- 内定状況報告書は、内定(一部充足を含む)する毎に提出してください。
※学校紹介のため、この報告がなければ、採用・内定状況の把握を行うことが出来ません。
(必要項目があれば、独自に作成していただいて結構です。)
- 大阪においては、令和4年度より、複数応募は、9月16日より可能となりました。